

## 第 1 回

# 快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会

日時：平成 1 8 年 8 月 1 0 日（木）

場所：家電会館 1 階会議室

社団法人 畜産技術協会

J L T A

午後1時30分 開会

## 1. 開 会

藤田常務理事 定刻となりましたので、これから第1回「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」を開催したいと思います。

関係者の皆様には、大変御多忙の中、また暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。私はこの勉強会の事務局を務めさせていただきます社団法人畜産技術協会の藤田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

きょうは、お暑い中、集まっていたいておりまして、どうぞ上着を取っていただきまして楽にしていいただければと思います。

## 2. 挨拶

藤田常務理事 早速、事務局を代表して社団法人畜産技術協会山下会長から御挨拶を申し上げます。

山下会長 畜産技術協会の山下でございます。委員の皆様方におかれましては、この委員会の委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。また、本日は大変暑い中を、ちょうど夏休みのど真ん中の日に開催することになりましたけれども、御出席を賜りましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。また、農水省、環境省からも、それぞれ御出席をいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

この勉強会につきましてちょっと申し上げますと、農水省が平成18年度に公募しました「農業食品産業競争力強化支援事業」というものがございまして、その中に「家畜の飼養環境の快適性に配慮した我が国の飼養管理の在り方」というテーマで当協会が応募いたしまして採択された事業でございます。これに基づきまして、この事業の中の1つとして識者の方々、あるいはまた実際に家畜を飼養されておられる代表的な皆様にお集まりをいただきまして、産業動物である家畜について畜産という産業を踏まえながら、最近内外でも言われてまいっておりますアニマルウェルフェアの問題につきまして広く知見を深めること、それから今後どのように対応していくかということにつきまして御意見、御助言をいただくというものでございます。後ほど農水省から、今般の勉強会の開催に至りました

趣旨、経過、あるいは内容について触れると存じますので、私の方からは、重複を避けまして、当協会がこの農水省の事業になぜ応募したのかということを一言だけ申し上げたいと思います。

昨年OIE（国際獣疫事務局）が家畜の輸送、と畜、あるいは殺処分、こういったことに関するガイドライン、基準を作成することになったわけですが、また実際に作成されたわけでございます。これらの問題について、国内の関係者の方々にお集まりいただきまして検討していただく「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の取扱いに関する検討会」を催しまして、その事務局を当協会が務めたところでございます。また、当協会は別の事業で海外の実態や政策、制度等、各種の調査事業をそれぞれ専門の団体や機関にお願いしまして委託して、公募型で実施しております調査事業がございます。その中でも特に欧州諸国のアニマルウェルフェアに関連した調査を採択させていただいておりまして、たしか3年連続してこの問題に関する調査を進めてきておるところでございます。そういう経緯も踏まえまして、今回農水省の事業に応募した次第でございます。

いずれにしましても、これからは畜産にとりましてアニマルウェルフェアのウェルフェアという視点というものを入れた対応がだんだん求められてくると思われますので、そのための内外の知見を深めるとともに、畜産関係者に対しまして、さらに一般の方々に対しまして、こうした状況、畜産や家畜そのものについての理解を深めていただくことが非常に重要だと考えております。当協会も別途メールマガジンを出したりリーフレットを出したりして一般の方々に畜産のことを理解していただくということで進めておるところですが、こういうことは非常に重要でございまして、本事業もいわばその一環であると認識しておるところです。今後とも諸先生方のお知恵をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、本勉強会の座長は、もし委員の皆様方に御異論がなければ、環境省の中央環境審議会動物愛護部会の委員になっておられます信國委員にお願いしたいと考えております。後ほどお諮りすると思いますが、あわせてよろしくお願い申し上げます。

藤田常務理事 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林水産省畜産部生産局畜産振興課生産技術室長の酒井室長に御出席を願っておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井室長 ただいま御紹介をいただきました生産技術室長の酒井でございます。委員各

位におかれましては、8月の中ということで公私ともども御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。アニマルウェルフェアということでなかなか難しい課題でございますが、それぞれのお立場で忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

初めての会ということでございますので、私の方から、ちょっと長くなりますけれども4点ほどお話を申し上げたいと考えております。

まず、勉強会という位置づけにしたということでございますが、動物愛護法という法律については環境省が主管しておられるということで、私どもは何かを決めるという位置づけにはないというふうに考えておりまして、そのために勉強会ということでいろいろ知見を集めておこうということでございます。御承知のとおりインターネットの時代でございますので、アニマルウェルフェアについてもいろいろな情報やデータが伝わってまいります。私が言うまでもないことでございますけれども、情報データの中には外交上の問題、あるいは個人やグループのパフォーマンスという形の情報もありますし、いわゆるブラフといった情報も混じっております。さらには、商売上のディスインフォメーションというのでしょうか、商売上必要な情報として入ってくるものもあるというのが常識だろうと思っております。

そういった整理されない情報が我が国の畜産分野に入ってきてまいりますと、いろいろな影響が及ぶ。そういったことを未然に防ぎたいというのが今回の会議の目的でございます。したがって情報データを、調査を含めましてできるだけ集めて正確に分析をし、また皆様方の意見を聞いて科学的知見に基づく整理をしていきたいということでございます。

事業でございますので、本年度の終わりには報告書ということでおまとめをいただかなければならないわけですが、その報告書も、基本的に何を勉強したか、その結果、どういうことがわかったか、また何が示唆されるかということをもとめていただければよろしいのではないかと考えております。

また、インターネットがございますので、ホームページを新たにつくりまして、その中で皆様から御指摘いただいた情報を提供していくことも考えていきたいと思っております。

2点目ですが、アニマルウェルフェアという言葉に今回はさせていただいております。なぜこういう名前にしたかということでございますが、学会等の文献を拝見しておりますと、アニマルウェルフェアということで片仮名で書いてある例もあったということで、それを準用させていただいたということでございます。welfare を辞書で見ますと、「福祉」という言葉になっているわけですが、一般に使われております福祉と、我々がこれから勉

強しようという内容と少し乖離があるのではないかと思ったものですから、あえてアニマルウェルフェアというふうにしております。例えばインターネットという言葉も、なかなかいい訳語がないからそういう形になっているのだらうと思いますので、アニマルウェルフェアいう形にさせていただければと思っております。本勉強会の中で、より良い訳語があるということであれば、そういったものを決めていただいて、広く普及していくということもお願いしたいと思っております。取りあえず事務局といたしましては、「快適性に配慮した家畜の飼養管理等」ということで定義をして議論を進めていければと思っております。

3点目でございます。生産者の方もいらっしゃいますので私が言うまでもないのですが、家畜の管理についてもいろいろな試行錯誤が行われております。家畜のためにということで考えてやったことについても、必ずしも計画どおりにならないこともしばしばあるということでございます。例として挙げますと、例えばおが粉を敷料にすることについて、非常にいいようでございますけれども、最近の事例でもありましたのは、専門用語で言いますと、乳頭糞線虫というのですが、その線虫がそのおが粉で増殖して、日本のように高温多湿のところではふえやすいということもございますが、そういった状況の中で肥育牛がばたばた死んで問題になるということもございました。それを踏まえて最近はおが粉を直接敷くのではなくて、家畜排泄物の処理の過程でおが粉を混ぜて水分調整をしながら、戻し堆肥を牛舎に敷くということも行われているようでございます。そういった経験もしております。

また、放牧豚ということで、一見自由なようでございますけれども、課題になっておりますのは豚の肺虫です。シマミズというものが豚肺虫の生活環の中に含まれておりまして、豚が摂取して豚肺虫で死んでしまうということも多々あるということで、放牧をした途端、駆虫薬が手放せなくなったという事例もあるようでございます。

こういった事例を考えますと、快適性に配慮した新しい飼い方というものの陰の部分もあるのではないかというふうに考えておりまして、そこについて科学的なメスを当てただけであればありがたいと思います。また、EUの方でも、恐らくそういったレポートをしているはずですので分析してみたいと思います。

もう一点、私が言うことではないかと思うのですが、経営の継続ということでございます。継続が大事ということでございます。例えば鳥のケージ、EUの方で話題になっておりますが、ケージについても一回使う分にはいいのかもしれませんが、繰り返し使って初めて経

営が成り立つ、そういう形で償却していくことになると思うのですが、ケージというのは相当複雑な構造になっておりまして、それを繰り返し使うときに恐らく消毒なり殺菌が大きな課題になるのだらうと思います。いろいろ話題になっておりますウィルスや細菌がどうしても隅にも残ってしまうということで、きれいに消毒、洗浄ができなければ継続して使うのが困難になるということがあろうかと思えます。そういった点について、産業への応用といったときには、考えなければならないということでございます。EUの方がどういうふうに消毒するつもりでいるのか、あるいはコストアップについてどう考えるのか、そういったことについても科学的な御検討をお願いしたいと考えております。

最後になりますが、EUの状況でございます。アニマルウェルフェアについては先ほど来お話がありますように、国際的な動きでございます。WTOの中で緑の政策としてEUが考えた、まあ対米戦略として考えたと同っておりますが、その後もWTOで議論されて、仮に日本が譲許をすれば日本にも適用されるというルールだったんだらうと思うのですか、どういうわけだか、EUの方も取り下げをされた。EUの理事会指令という形で域内のルールとして決められたというふうな経緯がございます。その点について、EU指令即世界標準だという誤解をしておられる方も若干いらっしゃるようでございますので、あえて申し上げます。

また、EU指令について各国はどのように法令化して、またフィールドにおろしていくかというのはこれからの課題でございます。どういうふうに各国はやっていくのかを見定めたいというふうに思っておりますが、断片的な情報です、これが絶対というわけではないのですが、今聞いている範囲では、あるケージ会社の方に伺った話でございますが、あいう型の鶏のケージというのはすでに市販されているけれども、ある国では全く売れない。従来型の、旧来型というのでしょうか、現行型のケージが売れているということで、必ずしもEU指令は末端まで徹底していないんだらうという感じを受けております。

また、これも断片的な情報でございますが、私どもの職員がこの7月にEUに行かせました。それは別の調査で行ったのですが、ちょうど話題になっておりましたので、アニマルウェルフェアについて状況を聞いてくれというふうに頼んでおきまして、複数の畜産関係者に聞いてもらいました。官僚というのはどこの国でも評判が悪いのかもしれませんが、異口同音にEUの官僚が決めたことだ。フィールドではなかなか難しい、日本はまねをするなということそれぞれに言われたということでございます。そういった断片的な情報をまた整理しなければいけないのですけれども、そういった情報もあるということも御紹

介しておきたいと思います。

話が長くなってしまいましたけれども、勉強会の趣旨と、それをめぐる情勢のごく一端を御紹介いたしまして、開催の挨拶とさせていただきます。委員各位にはどうぞよろしくをお願いします。

藤田常務理事 どうもありがとうございました。

### 3. 委員紹介

藤田常務理事 「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」というのは本日初めての勉強会でございますので、御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。御着席順に御紹介させていただきます。

東北大学大学院の農学研究科教授の佐藤委員でございます。

日本獣医生命科学大学教授の松木委員でございます。

東京大学大学院農業生命科学研究科教授の森委員でございます。

ジャーナリストの増田委員でございます。

株式会社日本イーライリリー エランコアニマルヘルス事業部 事業推進部長の萬家委員でございます。

次にお三方、畜産の経営者の委員でございますけれども、養鶏関係経営者で都丸委員でございます。

養豚関係の経営者でございます竹延委員でございます。

酪農関係の経営者の亀田委員でございます。

続きまして、独立行政法人の家畜改良センター技術部長の高橋委員でございます。

地方競馬全国協会常務理事の信國委員でございます。

お役所から御出席いただいております、先ほど御挨拶いただきました農林水産省生産局畜産部畜産振興課の酒井生産技術室長でございます。

同じく花立畜産振興課課長補佐でございます。

農林水産省消費安全局の動物衛生課課長補佐の前間補佐でございます。

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室の石井室長補佐でございます。

続いて、事務局を御紹介申し上げます。

先ほど挨拶申し上げました畜産技術協会の山下会長でございます。

田谷専務でございます。

私の隣が木村部長でございます。

私は常務理事をさせていただいております藤田でございます。

#### 4. 配付資料確認

藤田常務理事 引き続き配付資料を確認したいと思います。

まず1枚紙のもの2つ、議事次第と委員名簿です。

あと資料1として「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会の開催について」。

資料2として「アニマルウェルフェアをめぐる国内外の動きと問題点」。

資料3として「産業動物の飼養及び保管に関する基準」。

資料4として「EU理事会指令の概要」。

資料5として「EU基準と我が国の現状」。

資料6として「OIEガイドラインの概要」。

資料7として「動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）」。

資料8として「動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）に関する意見の募集（パブリックコメント）」について」。

資料9として「ストレスが生産性に及ぼす影響についての科学的知見」。

資料10として「OIE世界家畜福祉ガイドラインに対応するEU畜産物フードシステム開発の実態調査」。

資料11として「我が国におけるアニマルウェルフェア（快適性に配慮した家畜の飼養管理等）の考え方について」。

さらに参考資料がついてございまして、1番から8番までございます。

参考資料1として「国際獣疫事務局（OIE）の概要」。

参考資料2として「動物の愛護及び管理に関する法律」。

参考資料3として「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」。

参考資料4として「展示動物の飼養及び保管に関する基準」。

参考資料5として「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」。

参考資料6として「（EC獣医科学委員会のレポート）」英文のものでございます。

参考資料7として「EUおよびイギリスの動物福祉に関する規制について（飼養管理を



中心に)」というものがございます。

参考資料 8 として「EU 理事会指令で示された採卵鶏飼育施設のイメージ」。

以上でございますけれども、足りない資料とか不十分なものがございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。

## 5 . 座長選出

藤田常務理事 引き続きまして、この勉強会の座長でございますけれども、先ほど私どもの山下会長が挨拶で申し上げましたとおり、事務局として、環境省の中央環境審議会動物愛護部会の委員になっておられます信國委員に座長をお願いしたいという提案でございましたが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田常務理事 どうもありがとうございます。それでは、信國委員には座長席に御移動をお願いしたいと思います。

〔信國委員、座長席へ移動〕

信國座長 御指名でございますので、浅学の身ではございますが、座長を務めさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

冒頭事務局からもございましたけれども、快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会ですが、委員の方が余り快適でない状態というのは洒落になりませんので、どうぞラフな格好で結構でございますので。

## 6 . 議 事

信國座長 それでは議事に入りたいと思いますけれども、まず、この運営方法の基本的な事項について事務局より説明をお願いします。

木村部長 「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」でございますけれども、基本的には会議は公開、議事録についても発言者名をつかまして公開といたしたいと思えます。勉強会の運営につきましては以上でございます。

信國座長 ということで、特段の反対がなければ、今の事務局案のとおりにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

竹延委員 公開というのはインターネットでも見れるような公開なんですか。どういう形で公開されるのでしょうか。

木村部長 議事録は畜産技術協会のホームページに載せます。

信國座長 それでは、議事次第に沿って進めたいと思います。本日は大きく分けて「現状と課題」、その後の「考え方についての意見交換」とありますが、このうち、「現状と課題」をさらに2つに分けまして、1) アニマルウェルフェアをめぐる国内外の動きと問題点、 から まで御説明していただいて、質疑をお願いします。その後でまた2) アニマルウェルフェアに関する文献等ということで、説明をしていただいて質疑をするという形で進めてまいりたいと思います。

#### (1) 現状と課題

##### 1) アニマルウェルフェアをめぐる国内外の動きと問題点

EU理事会指令の概要

OIEガイドラインの概要

動物愛護管理法（産業動物の飼養及び保管に関する基準）等

信國座長 では最初にEU理事会指令の概要、OIEガイドラインの概要、動物愛護管理法（産業動物の飼養及び保管に関する基準）等までの説明をお願いします。

花立補佐 農水省で当勉強会を担当しております花立でございます。少々説明が長くなりますので座って説明させていただきます。

まず「アニマルウェルフェアをめぐる国内外の動きと問題点」ということで御説明させていただきますけれども、本題に入る前に、本日の勉強会を立ち上げるに当たっての趣旨等につきまして、前段に酒井室長から挨拶もあったところなのですが、担当者として私からも補足させて説明させていただきます。

まず今回の勉強会については、その趣旨についてあったところなのですが、資料1をごらんいただきたいと思います。資料1に目的等をまとめているところでございますが、目的にありますように、アニマルウェルフェアに対する国際的関心が高まってきておりまして、我が国では本格的に定期的に機会を持って議論されてきた経過がこれまでなくて、EU等の考え方を勉強させていただきながら、そのまま追随してきているという感がございます。その考え方自体は理解できると思うのですが、実際EUの規定等を果たして我が国

にそのまま当てはめていいのだろうか、当てはめることができるのかといったような疑問があるのも確かなところでは。日本の国際的立場や生産状況、日本独自の土地条件、食文化などを背景として発展してきた日本の畜産を踏まえて考えるべきではないか。単純に動物愛護の観点からだけではなくて、もっと立場の異なる多角的な観点から議論を重ねて整理する必要があるのではないかと考えているところでございます。

同時に、国内外の状況、あるいは情報を収集、分析して、不足する知見等について調査し議論することで、何が得られてわかったのかということを整理事ることが大事だと思っています。そのことを広く関係者に認識することから始めたいと思っています。そういう場としての勉強会という位置づけで考えたところでございます。

もう1つ、勉強会の名前ですけれども、まず今回の勉強会の表題なのですが、昨年、OIEのガイドラインが作成された前に、輸送と、と殺に関係します先生方をメンバーに初めて勉強会を行いました。従来のそういった流れで言いますと、今回は「家畜福祉に配慮した飼養管理に関する勉強会」となるところなのですが、実は勉強会の中でも、「家畜福祉」という言葉について議論がございまして、その中で「配慮」とか「健康」とか、少し広い概念でとらえてはどうか、そういう広い概念でとらえる必要もあるのではないかとといった意見がございまして、担当者として、日本人にとっては、その言葉が持っておりますマニアックなイメージと申しますが、一般の人にはわかりづらくて、これまでの飼い方を全く否定するような変な誤解を生んでしまうのではないかとこの心配をしたところでございます。欧米から出てきた言葉である以上、適切な日本語訳がなければ、そのままアニマルウェルフェアを使うのが最も正確ではないかと思っております。敢えて、日本独自の状況に合った言い方に直しますと、畜産の現場で「家畜の健康」とか「快適性」とか、そういった観点で家畜を上手に飼うといったような言い方がわかりやすいのではないかと思います。結局、この趣旨の名前の勉強会にしたところでございます。

あと、スケジュール的なこととお話ししますと、今年度3回ぐらいを予定しております。その中で事例調査、生産者と消費者を対象としたアンケート方式による意識調査などを行いまして、それにつきまして委員の先生方に意見を聞くということも考えてございます。第1回の今回は、生産者、学識経験者、技術者、その他、各分野の方々からそれぞれのお立場からアニマルウェルフェアのとらえ方、考え方をお聞きしまして、今後のアニマルウェルフェアの考え方を整理していくのにどういう観点から考え方、まとめ方が必要なのか、そのためにはどういう情報や調査が不足しているのかということを考えていきたい

と思っています。

第2回の勉強会では、事前にそういった文献や情報、アンケート調査、国内外の動きなどをまとめておきまして、その結果をお示しし、どういうことがわかって、当面何を共通認識として持っておけばいいのかにつきまして、委員の先生方から意見をいただいて、最後に基本的な飼養管理に関してまとめにつながるような意見交換ができればと考えています。

第3回目は、そういった飼養管理の素案を提示しまして、再度議論していただいて最終的なまとめを行いたいと考えております。

早速、国内外の動きと問題点ということでお話ししたいと思います。資料2をごらんください。資料2を中心にポイントを絞って、ざっと全体の概要を御説明させていただきます。

1ページ目です。国内の状況からお話ししますと、まず、家畜を含めますアニマルウェルフェアにつきましては、法的枠組みといったものは環境省所管の動物愛護管理法というものがございまして、法律そのものにつきましては昨年改正されまして、ことしの6月から施行されている状況でございます。これの詳しいことにつきましては、また後ほど環境省の担当官から、現在の進捗状況も含めながら直接ポイントを説明していただいた方がよからうかと思ひまして、詳しいことは省かせていただきます。

あと、この法律の下に動物の種類を4つに分けておりまして、その種類ごとに、飼養と保管に関する基準というものがそれぞれ定められております。家庭動物、つまり犬とか猫とかそういうペットですけれども、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準。展示動物。これは動物園の動物が対象になるうかと思ひますが、その基準。あと実験動物。マウスなど。それから家畜については産業動物という形の基準にまとめられてきております。

その内容を資料3「産業動物の飼養及び保管に関する基準」としてまとめてございます。内容は、ここにございますように一枚の紙でまとめられているのですが、家畜の衛生管理及び安全に関する事、導入・輸送に当たっての配慮等々についてまとめられているところでございます。

4つの基準につきましては、それぞれ策定ごとに経過年数で順次改正が進められてきておりまして、犬、猫などペットを対象にした家庭動物から順次改正がされてきておりますが、最近では、平成16年の展示動物、ことしの6月に実験動物の改正が行われてきたところです。順番でいきますと、今後、産業動物に関する基準の改正が行われることになる

うかと思えます。ただ、前段にもお話ししましたように、これについては他の動物と違いまして、産業動物が性格として持っております我が国の自給率の向上に絡むような畜産業の育成ですとか国際貿易的な動きだとか、そういうたくさん考慮すべき点が多く、これについては慎重な検討が必要かなと思っております。

参考までに、参考資料としてほかの3つの基準についても、参考資料3から5まで載せてございます。全体的にこの改正の動きを見てみますと、これまでよりは一步踏み込んだ書き方になっているようでございます。

次に、資料2の2ページ目で、海外の動きを御説明いたします。

EUの状況ですけれども、アニマルウェルフェアではEUの、特にイギリス等におきまして1990年代前半から世界に先駆けて議論がなされてきておりまして、国としての法的整備もされてきてございます。EUといたしましては、構成国に守るべき最低基準ということでEU理事会指令というもので示しているところがございます。資料4にその概要をそれぞれまとめておるところでございます。代表的なものは家畜全般について示した「農業目的で保持された動物の保護に関するEU理事会指令(家畜全般)」というものがございまして。あと畜種別に子牛、採卵鶏、豚、それぞれについて規定した指令が出されておりました。ここに載せておるのは直近で改正されたものを載せているところでございます。この詳しい内容は、別途、参考資料7に載せておいて、農畜産業振興機構の機関紙に「畜産の情報」というものがありまして、そこにブリュッセルの駐在員が寄稿したレポートを載せておりますのでごらんになっていただければと思っております。

それから、資料4の5ページ目は、理事会指令も含めた関連規定におけるEU前身のEECですとか、そういう以前のころからの流れとその内容について示してございます。約30年ぐらい前から議論されて今日に至っているというような状況でございます。

特に畜種別に示しましたこの指令につきましては、概要に示してありますように、施設や飼うスペースなどについて具体的な数字まで示しております。ただ、この根拠がございまして、参考資料6、英文で書かれておりますが、「EU獣医科学委員会」という組織が向こうにございまして、それぞれの畜種に関するレポートが出ております。さまざまな観点からの知見データをもとに設定されてきているということでございます。この基準が我が国の現状と比べてどうかというのは、こちらの方で去年の勉強会の際にも使わせていただいたのですけれども、資料5の横表に比較したものを載せてございます。ちょっと注意していただきたいのは、「我が国の現状」ですけれども、注意書きにもありますように、我

が国の現状の記載は、具体的に調査した結果によって書いたものではなくて、これまで畜産業界で技術者または生産者等を対象にして用いられてきました参考書、技術指導資料や統計資料といったものを参考にさせていただきます。あと、当時、去年になりますけれども、直接、各畜種別に担当されている部署に聞き取りでまとめた結果でございます。

情報が不足して、単純に比較することは困難な事項もありますけれども、家畜別に見ていきたいと思えますけれども、子牛については、飼養面積で単独飼養としては我が国の方が広くとっているのではないかなと思います。単独で飼っている期間が、EUでは8週齢までとしておりますけれども、我が国では長い傾向があります。EUの方では、子牛の肉が生産されておまして、それを意識したような書き方になっているのではないかと考えております。

群飼養につきましては、体重と床面積という関係が我が国ではなかなか情報が少なく、違いを判断しにくい状況でございまして、これも調べてみないとわからない部分があるのかなという感じがします。

あと畜舎環境、給餌、給水等に関する一般飼養管理部分につきましては、表現の仕方は少々間違いはありますけれども、現状ではそう大差はないのではないかと見ております。

次に、豚につきましてはいろいろございますが、飼養面積はEUに合わせた基準にないものですから単純に比較はできませんが、これもほぼ大差がないと見ることができるとはいなかと、こちらでは見ております。一般飼養管理についても、両者の違いに大きな差はないのではないかと考えてございます。

最後に許容可能な行為というものがございまして、我が国では美観というものを除きまして犬歯切り、断尾、去勢の実施等については我が国でも実施しているということで、この分については特に問題はないかなと考えています。

それから採卵鶏でございます。EU指令では、飼養面積の中でケージ等、飼養形態に分けて規定されておりますが、まずケージ飼養につきましては、我が国ではばらつきが大きくて、そこにはございますように、初生ひな、育成、成鶏等ございますが、ばらつきが大きくて狭いものもあるようです。また、この中の指令では、従来のケージ飼養は2012年に降禁止されるということが載ってございまして、ケージとしてはにございますけれども、愛護型のケージというものが進められているところでございます。ちなみに我が国ではまだ導入されていないという状況でございます。

そのほか、ケージ外の飼い方、非ケージシステムとありますけれども、これについては

平飼いのことだとは思いますが、単純比較はできませんが、我が国の現状では、どちらかというとスペースが広くとられているのではないかと考えてございます。特に各飼養方法のイメージにつきましては、参考資料8に、イメージとして、旧来型ケージ、愛護型ケージ、非ケージ飼育ということで、図で示してございます。こういうイメージなのかと考えてございます。特にこの基準の飼養施設につきましては、EU方式が本当に我が国に導入が可能なのかどうかなどいろいろな観点から御意見をいただければと考えてございます。

以上、資料5でEU基準と我が国の比較を行いましたけれども、再度、我が国で実施する予定の実態調査やアンケート調査等々の結果を踏まえまして、またこういう格好で再度まとめられれば、次回にまた出したいなと思っております。

その他、EUの動きですけれども、プロイラーに関する飼養方法についての規定が検討され、ほぼ承認される方向であるということと、もう一つ、ことしの1月にアニマルウェルフェアに関する政策として、2010年までの5カ年行動計画が公表されています。5カ年計画については資料4の最後のページと、参考資料7、先ほど御紹介いたしましたレポートの14ページから17ページの中にございます。あとプロイラーに関する検討状況については同じくこのレポートの18から20ページに載せてございますのでごらんになっていただければと思います。特に今検討中でありますプロイラーの理事会指令案につきましては、このレポートによりますとEU内でもそれぞれの国でとらえ方に若干温度差があるかというような記載がございます。

次にOIEのガイドラインについて簡単に触れておきます。OIEとは国際獣疫事務局のことで、国際的な貿易上の検疫業務に関する取りまとめなどを行っている機関のことなのですが、ここでもアニマルウェルフェアに関しまして検討されてきてございます。昨年5月の総会で4つのガイドラインが公表されてございます。内容は、食肉目的、防疫目的のと殺に関するそれぞれのガイドラインです。あと陸上輸送、海上輸送に関するガイドライン、計4つございます。概要は資料6に示しておりますが、今後施設を含む飼養管理に関する検討も予定されているようでございます。OIEにつきましては、また後ほど担当から補足説明していただければと思います。

その他として、アニマルウェルフェアを取り込んだ例ですが、コーデックス、どこかで聞いていらっしゃると思いますけれども、畜産品を対象とした有機畜産物についての定義と認証基準を定めた国際食品規格委員会のこととでございます。ここのガイドラインを見て

みますと、アニマルウェルフェアを意識しました家畜飼養方法という項目が載っております。今回は資料には添付してございませんが、ほぼEUの指令に沿った規定となっているようでございます。有機畜産物につきましては、我が国もこれを参考に実態を勘案して、昨年JAS規格というものを制定してございます。

以上、ざっと国内と海外の動きについて御説明しましたけれども、特に海外の動きでEU各国ごとの内部の取り決めあるいは検討状況というものはまだ若干情報が不足してございまして、今後調査を要するところがございますけれども、イギリスなど早くから取り組んでいるところは別にしまして、他の国では細かい運用につきましてはこれからだというような状況のようでございます。海外については、ここに御列席の委員の先生方には既にこれ以上に情報をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、ぜひこの場で御報告いただきまして、お互いが共通した情報のもとで議論を高めていければと考えております。よろしく申し上げます。

簡単ですけれども、状況として御説明させていただきました。

信國座長 ありがとうございます。

今の農水省の説明に補足ということで、前間さん、石井さん、それぞれお願いしたいと思えます。

前間補佐 農水省商品安全局動物衛生課の前間と申します。先ほど説明がありました畜産振興課の方では、畜産の生産振興の方を担当しております、農水省の消費安全局は家畜の病気の発生、蔓延防止、それから家畜畜産物の輸出入検疫を担当しております。その関係で、先ほど花立さんから紹介がありましたけれども、家畜防疫の、家畜畜産物の取引の国際基準をつくっているOIEという団体があるのですが、その窓口といえますか担当は消費安全局になっております。

私から補足説明として、OIEとはそもそもどういうところか、なぜOIEでアニマルウェルフェアを検討するようになったのか。これは既に一部の委員から間接的、直接的に教えてほしいというふうに御依頼がありましたので、まず御説明を申し上げたいと思えます。

それから、現行のOIEのアニマルウェルフェアのガイドラインの位置づけとは一体どういうものなのか。その内容はどうか。OIEの中での議論はどうなっているのか。最後に、今後、OIEで作業はどういうふうに進んでいくのかというものを簡単に御説明したいと思えます。



それでは、参考資料1をごらんください。ここに一枚紙で「国際獣疫事務局（OIE）の概要」というふうに紹介してございます。もう既にBSEなり牛肉の貿易の関係でいろいろ報道で耳にされている方もいらっしゃると思いますけれども、本部がパリにあります国際機関で、加盟国数は167カ国。これはかなり多うございまして、先進国から発展途上国まで広く加盟しております。

その活動は大きく分けて3つありまして、  
として家畜畜産物の防疫の国際基準の策定、  
として、今、鳥インフルエンザなどが東南アジアで流行してしまっていて情報が新聞に載っておりますけれども、そういった各国でどういう病気がどういうふうに発生しているのか、またいつそれが終息したのかというものを一元的に取りまとめて、またそれを世界に情報提供するというそういう役目もしております。  
として、どういうふうにしたら家畜の病気の予防とか蔓延防止ができるのかという技術的なアドバイス、それから底上げをやっております。

(2)にありますけれども、最近、OIEが注目されているのは、WTOが発足した際に関連の協定でSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）があるのですけれども、その中でOIEが定めた国際基準というものをそのまま適用すればWTO協定に沿ったものとみなされるという規定がありますので、注目されております。我が国は戦前、1930年から加盟しておりまして、毎年5月の総会に出席しております。

2番目としまして、OIEのアニマルウェルフェアのガイドラインの位置づけはどうかんだというのがありまして、なぜOIEがそういう活動をするに至ったかといいますと、今申し上げましたように、大きく分けて3つの業務があると申し上げましたが、その中には直接的にアニマルウェルフェアという言葉は出てきません。ですが、2002年の総会で各加盟国からOIEの活動分野をもっと広げるべきではないかという提案がなされて、その拡大された分野の1つにアニマルウェルフェアについても取り組んでいくべきだという採択案が示されて、各加盟国がそれを承認したと。各加盟国の総意で始まったという形になっております。

それから、アニマルウェルフェアガイドライン、OIEの位置づけなんですけれども、これは先ほど申し上げましたように、発展途上国も多く加盟しておりまして、昨年5月に4つのガイドラインが初めて採択されたときに、実は一部の発展途上国から、この位置づけは一体どうなるのか、こういう基準をもし義務的に適用されると途上国としては輸出ができなくなって困ってしまうのではないかというような心配をする質問がございました。

それでOIE事務局側からの説明は、今回採択をするけれども、WTOのSPS協定とOIEのガイドラインと直接的な関係はありませんという説明がございました。したがって、WTO協定を遵守するためにアニマルウェルフェアのガイドライン遵守の義務がなされるという理解ではどうもないようです。ですが、加盟国の総意で始まった活動、みんなで決めたガイドラインですので、当然加盟国はそれが満たされるように努力していくということは、日本も加盟国の1つですから、そういうことは使命としてあると思います。

内容についてですが、これは中身が多いので具体的に説明はしませんが、資料6に目次だけ、恐縮ですが、つけてございます。昨年実は検討会を畜産技術協会で開催していただきまして、本日御出席の委員の一部の方にも内容を含めて御議論をいただきました。その結論としては、我が国でも概ねOIEのアニマルウェルフェアのガイドラインに沿った措置がもう既に適用されておる、妥当なものだというような御判断をいただいたというふうに承知しております。ことしの5月のOIEの総会で若干構成なり内容の精査がなされましたけれども、基本的な内容については2005年に採択されたガイドラインを踏襲しているというふうに理解しております。

ことしの5月にOIEの総会がございまして、アニマルウェルフェアのガイドラインについてもその精査がなされて、もう一度採択されたという手続がとられましたけれども、その中で唯一議論になった部分がございまして、アニマルハンドラーという定義があるのですが、家畜取扱者と暫定的に日本語にすると、そうなるのですが、OIEの規定案ですと、国の認める第三者機関、我が国で言うと例えば畜産技術協会みたいなところに当たるのでしょうか、そういったところの認証をアニマルハンドラーは受けなさいというふうなことが書いてあったのですが、実際に例えば家畜を運搬する運転手さんが国なり第三者機関の認定を全部受けなさいというのはちょっと非現実的だ、何とかならないかというような意見が幾つかの国から出まして、では実際どうやっていったらいいか、もうちょっとゆっくり検討しようではないかという話がありました。それ以外は余り議論はありませんでしたけれども、これからOIEでどうやって議論を進めていくかということで、幾つか示されておりますので御紹介します。

まず、2006年5月までは先ほど御紹介がありました4つのガイドラインを採択して、その内容をさらによいものにするために見直すということがされております。もう1つ、きょうの議題とは直接関係ありませんけれども、水産動物のアニマルウェルフェアガイドラインというのも必要だと。例えばお魚をどういうふう処理したらいいかということに

なるのだと思いますけれども、そういったものも必要だということで、これは議論が今進行中です。いずれまたOIEで採択されるのではないかと思います。

そのほかに具体的な活動スケジュールは、我々加盟国にはまだ示されていませんが、4つほど今後取り組むべき事項というものがございまして、コンパニオンアニマルのアニマルウェルフェア、日本でいうと伴侶動物というふうに、犬とか猫とかそういうものだと思いますけれども、そういったものがございます。それから、実験動物のアニマルウェルフェア。動物園動物のアニマルウェルフェア。4番目として家畜の飼養環境と。ここで多分畜舎なりケージなどの話が出てくるのかなと思います。ですが、取りあえず、我々加盟国の担当部署に来ている連絡では、いつまでに何をするという詳しいところまではまだ決まっておらず、いずれ示されるのではないかとというふうに思っております。

長くなりましたが、私からの補足説明は以上でございます。

石井補佐 本日はオブザーバー参加ということで出席させていただいております、環境省の石井と申します。

それでは、動物愛護管理について若干お時間をいただいて説明させていただきます。

資料7、資料8をごらんいただければと思います。これは動物愛護管理基本指針として、現在、国民の皆様からの意見パブリックコメントをちょうだいしている、まだ素案の段階でございます。そもそも動物愛護管理法の中には第7条としまして、動物の所有者または占有者が動物の健康と安全の保持、または周囲への迷惑防止の観点できちんとした飼い方をいたしましょうというふうな、所有者、占有者の努力規定が明記されてございます。この明記されているものをもとに環境省は、関係省庁と相談しながら、飼養及び保管に関するよるべき基準を定めることとされておりまして、これに基づいて家庭動物等、展示動物、実験動物、産業動物の4つのカテゴリーに分けまして、それぞれ飼養及び保管に関する基準というものを、飼うときのよるべき基準として努力規定、ガイドラインの形でお示してきたものでございます。

先ほどお話がありましたように、平成13年に環境省に、この法律が総理府から移管されてきましたから、4つの飼養保管基準について時がたっておりますので実情に合わせて見直しを順次進めてきたところでございます。それまで犬及び猫の飼養及び保管でございましたが、平成14年に家庭動物等の飼養及び保管の基準を、続いて、動物園の動物などの展示動物の飼養及び保管の基準を改定しています。平成17年度に動物愛護管理法本体の改正がございまして、昨年6月に議員立法で改正していただきましたけれども、ここで実

験動物に関する大きな改正がございましたので、それに合わせて実験動物の飼養及び保管等に関する基準を改正してきたところでございます。産業動物が今の段階で順番待ちをしているところという形になります。

お手元の資料7は、昨年の法改正により盛り込まれました、環境大臣が定める動物愛護管理基本指針でございます。今まで動物愛護管理については、一定の行政目標ですとか、方向性を示すものがございませんでした。そのため、基本指針というものを今回策定いたしました、「動物の愛護と管理」というものが何を指すのかということが整理されてこなかったくらいがございました。そこで、今回、動物愛護管理指針を策定することによりまして、それぞれの方がそれぞれのお考えでされる動物愛護のほかに、行政側が施策として行うべき動物の愛護と管理は何かというものをきちんとお示しするような位置づけのものでございます。今回の指針を策定する中で、そういった施策の中で行政側が行うべき動物の愛護と管理とは何かという点と、各自治体にこれからそれぞれ計画をつくっていただくことになるのですけれども、その中でどういった具体的な行政目標を立てていただくのかということについても触れているものでございます。

ここで、資料7の8ページをごらんいただければと思います。これは何かと申しますと、一般的な考え方をお示した後に今後の施策展開の方向ということで、10項目の施策について、現在の課題と今後の施策について述べさせていただいているところでございます。8ページの上から7行目ぐらいの「(7) 産業動物の適正な取扱いの推進」としまして、産業動物の取扱いについて言及させていただいております。

現状と課題としまして、「動物の愛護及び管理の観点からする産業動物の適正な取扱いについては、国際的な動き、関係法令等との整合性、我が国の実情を踏まえた上で飼養保管の在り方を検討し、その普及啓発を進めていく必要がある」としまして、現状と課題をお示しし、講ずべき施策としまして、「ア 国は」とございますが、これは環境省が関係省庁と御相談しながらつくっていく、産業動物の飼養保管に関する基準を改定することをお示ししてございます。また「イ」としまして、産業動物は、家庭動物等や展示動物と違いまして、終生飼養するというような性格を持ったものではございません。この性格に応じた動物の愛護と管理の必要性に関する普及啓発を推進していくということで、講ずべき施策をお示ししてございます。

現在、10月中旬を軸に、次の動物愛護部会の日程を調整させていただいておりますが、この部会でパブリックコメントの結果を踏まえた上で御議論いただき、可能であれば御答

申をいただくということで現在、先生方に御相談させていただいているところでございます。

動物愛護管理法の今の動きについては以上でございます。

信國座長 どうもありがとうございました。

盛りだくさんの説明をしていただいたので、これから御質問等を出していただいたらと思いますが、

萬家委員 多分、初歩的な質問になってしまうかもしれませんが、全体の枠組みを再確認させてください。本年の6月に施行された「動物愛護及び管理に関する法律」の下に先ほどご説明のあった「基本指針」があって、それについては現在パブリックコメント募集中という状態である。そのまた下に4つの分野に分かれていて、ペット、展示動物、実験動物、そして今回の産業動物、という枠組みという理解でよろしいでしょうか。

石井補佐 4つの動物のカテゴリーに分けられました飼養保管基準については、法律が改正される前から、動物を所有等する者の努力規定としまして法律上明記されておりました。これは基本指針とはまた別のものなのですけれども、今回の法改正で「基本指針をつくる」という項目が新たに入りましたので、これら4つの飼養及び保管の基準とはまた別に、全体の枠組みを示す基本指針として現在策定途中でございます。

萬家委員 法律が改定され、基本方針も整備されたということは、現在ある平成14年度に制定されている3つの分野の基準についても順次更新・改定される予定なのか。

それから4つ目の産業動物については、現在基準がなく、今後いつまでに制定しないといけないと言う目標期日はあるのか。

酒井室長 最初の御挨拶で申し上げましたように、法律そのものは環境省の方で所管されておりますので、この勉強会は特にそういった基準を検討するという位置づけではありません。あくまでも、今与えられましたデータなり情報なりを整理して、正しく畜産業の方々にお伝えしたい、そういった趣旨でございます。そのために皆さんのお知恵を拝借しながら整理していく、そういった位置づけでございますので、基準とは直接関係ないというふうに御理解いただきたいと思います。

竹延委員 今までの御説明というのはEUとかOIEということなんですけれども、家畜の大きな生産国はアメリカもあると思うのです。アメリカの現状は法になっていないのかもわからないですけれども、そのあたりをこの議論に加えないというのはいかがなものかなと思いますけれども。

酒井室長 アメリカの動きについては、国全体というよりはグループなり個人、あるいは州単位等で動いているというふう聞いておまして、断片的な情報は入ってきているのですが、きょうの時点では十分整理ができていないのでお示しをしていないということで、先ほど花立が申しましたように、情報が入ってきたり、あるいは整理ができれば皆様にお教えするという事は考えております。

一方、生産者の団体で、EUの動きに危機感を感じてアメリカの方を勉強してこられたというグループもいらっしゃるようございますので、そういった情報も御披露いただければ、私どもはありがたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

信國座長 それはむしろ、後の論点の中で、要するにEUだけではなくてアメリカ等の情報もちゃんと整理すべきではないかと、こういう位置づけにさせていただいたと思います。

ほかにございませんでしょうか。OIEで、主な活動内容等からいうと、ウェルフェアについてもやれというのは、ある意味ちょっと唐突な感じもするんですけども、提案国はどこなんでしょうか。

前間補佐 直接、どこの国が提案というよりも事務局提案という形で加盟国に示されるものですから、今この場でどの国というふうには確かに申し上げられないのですが、御承知のようにEUがそういう熱心な動きをしていますので、パリに本部があるということもありまして、そういった活動はOIEでやるべきではないかと。またOIEとしてももっと活動エリアを広げていくべきではないかというような、加盟国とのクローズドな会議が恐らくあって、事務局提案という形で提案されて、全加盟国がそれを承認したと、そういうプロセスがあったのだと思っております。

佐藤委員 OIEというのは、国際獣疫事務局とネーミングされていますけれども、多分数年前にその目的が、病気の蔓延防止だけから、名前を World Organization for Animal Health と変更することで健康家畜をつくるのがさらに重要だという発想の拡大があって、この議論に入っているのではないかというふうに私は認識しています。

信國座長 藤田常務、何かそこら辺について。

藤田常務理事 私もOIEに関与しているものですから。先ほど動物衛生課の方から御答弁がありましたように、私の知っている限りでは、加盟国から、こういう問題がたくさんあるけれども、これまでの経験から言って、衛生管理の面から既に動物福祉をある程度やっている、それからアニマルウェルフェアを語る時に動物の健康・衛生ということを

抜きにして論議はできないので、OIEがやるべきであるという相当強い加盟国からの意見が出たのは事実のようです。事務局として、これは言っているのかどうか知りませんが、それにどう対応するかというのは実はかなり悩んだところがあるみたいですが、それだけ、加盟国からの強い要請があれば、それにこたえるべきであろうというようなことで検討に入ったように理解しています。

それから、関係はありませんですけども、そのとき、時を同じくして出てきたのが、食品の安全性の問題です。

この2点が、フードセーフティーとアニマルウェルフェアという面が、従来のOIEの活動に加えてさらに拡充すべきであるという加盟国からの強い意向があったのは事実のようです。それにこたえてやってきたということではないかと思います。

信國座長 ありがとうございます。

それでは、ここで10分ちょっと、3時ぐらいまで休憩させていただいて、次の「アニマルウェルフェアに関する文献等」に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 再開

## (2) アニマルウェルフェアに関する文献等

信國座長 次に、「アニマルウェルフェアに関する文献等」ということで、国内外を含めましてアニマルウェルフェアに関する科学的知見等の情報ということで、佐藤委員から最近の研究について御報告していただく。その後で、EU等の動きについて松木委員から御説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐藤委員 資料9です。ウェルフェアに関する研究の総括というのは、EUでは科学委員会が行っています。2ページ目の3のところに書きましたように、「獣医科学委員会」(Scientific Veterinary Committee)、そして、97年以降は「動物の健康と福祉に関する科学委員会」(Scientific Committee on Animal Health and Animal Welfare)がまとめています。SVCのレポートが下の方に書いてありますが、子牛、と殺・殺処分、採卵鶏、集約養豚までです。その後、健康と福祉に関する科学委員会が、鶏のと殺のこととかフォアグラ生産での動物福祉、牛ソマトロピン使用における動物福祉、プロイラーの福祉、

肉用牛の福祉、輸送動物の福祉ということで、それぞれ150ページから200ページぐらいの膨大な資料を出しています。これを見てもらうとわかるように、乳牛の福祉はまだまとめていない状況です。

特にヨーロッパの場合は、日本とかアメリカと違って、乳牛の乳生産量は年間平均5,000キログラムぐらいということで、日米の8,000kgとは違って、放牧を中心としたような酪農経営ですので、余り緊急のウェルフェア問題はないということで後回しになっているのだと思います。

きょう紹介するのは、最初にアニマルウェルフェアは、日本では家畜福祉とか訳されていますけれども、どんなことを目指しているのかということです。もともとは、ウェルというのはよい、フェアは生活するというので、よい生活ということです。中身は心理的な苦痛とか悩みを動物も感じることができるということで、これを抑えて、喜びなどの情動を促進するというのがもともとの発想です。これは情動的な表現ですが、現象的には、長生きさせて子供をちゃんとつくらせるということで、こういうものを促進するような飼い方をするというのを目指しているということです。

研究はストレス研究がほとんどでした。喜びとか、正の情動についての研究は始まったばかりです。家畜に関するストレス研究が、1960年代からずっと続いて、その研究蓄積があるということです。

そのストレス研究の中からわかってきたことは、2の第2段落目に書きましたように、ホルモンが分泌されるということです。侵害的な刺激を与えると、グルココルチコイドというホルモンが生産させるわけですが、これがたんぱく質とか脂肪からグリコーゲンが産生される、すなわち糖新生が行われるということで、生産物がこういう形で活動として使われてしまうということですがあります。免疫系や性腺系が抑えられるということもわかってきました。

このように、ウェルフェアというのは倫理から発した運動なのですが、畜産的にも問題だということが、わかるかと思います。

また、アドレナリンというホルモンも出てくるわけですが、これが肝臓や筋肉に作用してグリコーゲン(糖原)が分解されます。これもエネルギーとして使われるということで畜産的には生産性が落ちます。こんなことがわかってきているということです。

トータルとして、アニマルウェルフェアの高いレベルの飼育方法によって、どういう生産性になるかという検討はあまり行われていません。単一のストレスが、どう生産性



に影響するかというところまでの研究が多い現状です。

次は、2ページ目の最後の段落に書きましたけれども、そういうアニマルウェルフェアの研究の中から、最終的にウェルフェアを阻害する要因として5つあるということが結論づけられました。

この中身は次のページに書きました。5つというのは、第1番目が空腹、渇きからの自由。えさとか水をちゃんとやるということがまず第一に重要です。

第2番目は不快からの自由。物理環境から来るストレスを抑える必要があるというのがポイントです。

第3番目は苦痛・損傷・疾病からの自由。病気とかけがを起こさないような飼い方をしなくてはいけないということです。

第4番目は正常行動発現の自由。動物には行動的な要求がある。我々も遊びたいとか勉強したいとかありますけれども、そういう要求が動物にもあって、環境を探索したいとかもあります。特に探索するもの、調べるものがなくても調べたいという欲求が出てくるといことです。そんなことがわかって、その欲求を抑えることがストレスになるということがわかったことから、行動を自由にさせるということなんです。

第5番目は恐怖及び苦悩からの自由。殴ったり蹴ったりを何回かやられているうちに、その人が来ただけで逃げる反応を示すことから、恐怖感を持つということがわかります。また何もできないような非常に狭いところで長期間飼うと、ふだん、野外では見られないような異常な行動、人間での精神病に類似した行動が出現します。そんなことから苦悩という情動もあるだろうと類推されています。そういうものを抑える。

以上、5つがポイントだということが最終的な結論です。

先ほども行動を自由にするために放牧とかしているいろいろな感染が起こって、それはどうなんだという話もありましたが、この5つのポイントの中には病気とかけがの抑制というのも重要な1つになっています。それと行動の自由というものをあわせ持つようなシステムということが当然必要なわけですね。

あとは各論ということで4で書いたのは、農水省からの質問に答えたものです。我が国に、ヨーロッパでのウェルフェア基準をそのまま適用した場合どんなことが問題になるだろうかということで思いついたことを紹介します。

1番目の空腹及び渇きからの自由という点では、日本だと多分霜降り肉生産のビタミンA欠が問題になるかと思います。肉用繁殖牛においての粗飼料を最低限しかやらないこ

とによる異常行動が多発する問題。種畜の制限給餌の問題。ここでもかなり異常行動が多く発現します。こんなところが検討課題になるだろうなということですね。

強制換羽というの、日本でも一般的にやられていますので、この辺も検討されると思うだろうと思います。

2番目の不快からの自由というところでは、家畜管理という視点から飼育環境を整えるということはずっとやってきていますので、あまり問題はないと思います。1つは、かなり行われている豚の全面すのこ飼育かと思います。寝場所としてソリットの床を準備しろということが言われます。

あと豚では、わらを入れるという話があります。豚は探査行動に対する欲求が極めて強い動物です。それに対して探査できるものとしてわらの提供をしろということ。これは宮城県で調べたときには、米どころだったのか、ほとんどの農家がわらを使っていました。しかし、一般には余り使われないのではないかと、この辺は問題になるかと思っています。

3番目は、病気、けがなどの問題ですが獣医的な問題で、これは当然畜産的にもそれに配慮しているわけです。苦痛への配慮に関しては、日本では一般に除角、去勢は麻酔なしで行われていますので、この辺は抵触するというか、議論になるところかと思っています。

4番目の正常行動発現の自由に関しては、子牛の単飼、先ほども生産局から紹介がありましたが、単飼の期間が、日本の場合は比較的長いのではないかと、要検討です。単飼を長くすると結構異常行動が出ます。ちょうど8週齢ぐらいから、子供同士の遊びがすごく多くなり、その時期に単飼すると異常行動が出やすいということです。群飼するとぱっとなくなるということで、その辺の配慮というものが問題になるかと思っています。

あとは、採卵鶏に関してはケージ飼育ですね。現状のケージでは、行動要求の部分で問題があるという発想です。鶏の場合は砂浴びと巣の中に卵を産むという行動要求が強いものですから、これを抑えることがストレスにつながるという発想です。この部分は日本では、それに代わる方法というのは全く検討されてきていませんので、対応は極めて難しいだろうなとは思いますが、こんなことが問題になる。

5番目の恐怖及び苦悩からの自由というところにも課題があります。単純環境で飼うと非常に感受性が落ちる場合と、すごく高まる場合とあるんですね。単純環境で飼うと、もう何もしなくなるといった学習性無気力症という状況になる場合と過敏症になる場合があります。今鶏舎なども部外者をほとんど入れませんが、中に入るといったちょっとし

た刺激であっても鶏はわっとパニック状態をよく起こします。そういう課題にどう対応するかというのがウェルフェアを日本に入れた場合に検討されなければならないだろうなというふうに思っております。

信國座長 質問等はまた後でということですのでよろしくお願いします。

では、松木先生。

松木委員 資料10に要約が書いてあるのですがけれども、それとお手元に、畜産技術協会が今年報告したものの増刷版を差し上げています。これを読んでいただくと細かいところまでわかるかと思います。

時間がないものですから、簡単に要点をお話ししたいと思います。この実態調査は今御報告いただいた佐藤衆介さんと、本学の永松美希さんと三人で調査した結果です。主にEUの家畜福祉のシステムの中でどういう経済的活動がなされているかということ調べようということで行いました。私は専門が農業経済学なものですから、むしろ経済学的視点から、これをどう見ていったらいいのかということを中心にいったものから、その点をお話ししたいと思います。

先ほど何人かの方から、OIEがなぜこんなものをつくったのかとありましたが、その辺、OIEの本部に行っている、ざっくばらんに聞きますと、やはりEUの影響というものが現実にあることは認めています。ただ、余りそれが強過ぎて反発を食っているということも確かなので、なるべくEUだけではなくて全世界的な、途上国とか日本のような先進国における検討の中で徐々に改善していくべきだということはOIE本部も認識しているというような感じでした。ですから、昨年の輸送、人道的と殺、防疫目的の殺処分のガイドラインはまず外堀を埋めたということだと思います。本丸は、畜舎の構造の改善とか飼育方法そのものを改善することです。これは数年かけようという方針です。

しかし、EUはOIEへの直接や、あるいはWTOのSPSへの影響というよりも、自分たちで先に進めていこうという姿勢が強く、先ほど出ましたけれども、2006年1月に動物福祉5カ年行動計画というものをつくってより先導性を強めています。もう一つは、EUは共通農業政策を進めていますけれども、2003年に改革がありました。直接支払政策というものがEUの中で一番大きな補助金政策ですけれども、その中に来年から家畜福祉直接支払いというものを導入します。これも我々からするとかなりラディカルな政策だと思います。そういう政策転換がEU内部でかなり進んでいるのです。

政策論からすれば以上のような傾向ですが、我々としては、それでは現場の農業生産者、

消費者、あるいは食品企業がどういうふうに対応しているのかということの方が、日本が学ぶ場合重要だろうということで引き続き調査をしています。ことしも、また畜産技術協会で継続調査ということで、より深めていきたいと思っています。資料10を見ていただくとおわかりだと思いますけれども、例えばNGOの活動の蓄積がEUの政策を動かす基礎になっていることは確かだと思うのですね。EU委員会も、こういうNGOの人たちの意見を取り入れながら少しずつ改善している。

次に、2ページ目の4)「EUの農業者の家畜福祉政策への反応」というのを見ていただくと、ヨーロッパの農業者の団体にヒアリングをした内容ですけれども、ある意味では強い反発の歴史があることが見られます。しかし、彼らは基準なりルールが決まっているので、それをなるべく実現していこうという努力はすると言っています。また、25カ国の各加盟国の現状を見ると、かなり差があるという認識があるわけです。農業者団体の会長に聞きましたら、まずは25カ国の中の高低差がひどいから、みんな同じように守るようにしてから次のステップに行ってくれという主張でした。この方自体が企業養豚の組合長だったものですから、そこに伺って調査しましたら、2010年までに段階的に家畜福祉基準を実現する組合員の割合を高める方針でした。今15%ぐらいしか守っていないが、それを30%、50%に高め2013年には100%にする。そういう農業者の団体自体も努力していこうということです。

それから、消費者の方ですけれども、これは3ページ5)「ヨーロッパ消費者の家畜福祉意識」に書いてありますけれども、これはEU委員会が2005年に大体2万5,000人ぐらいの世論調査の結果です。これを見ますと、消費者の家畜福祉意識は高い。今後日本はどうかかというのを調査する必要があると思います。すなわち、55%が「EU行政当局は家畜福祉を十分実現していない」という批判意識を持っている。また80%のヨーロッパ消費者は、動物の権利はコストにかかわりなく支持すべきであると思っている。大変高いですね。もし家畜福祉基準をクリアしている場合には、それにかかるコストは負担してもいいというふうに思っている消費者が多い。そういうものを購買したいのだけれども、十分にそういう家畜福祉基準を実現している畜産物が少ない、手に入りにくい、そういう市場をつくってもらいたいという意見が強い。ですから、EU委員会の行政当局なり各国加盟政府が十分行政的に家畜福祉の実現化に努力していないという状況であるので、自分たちでやらざるを得ないと思っている。「購入という行動で家畜福祉を実現していきたい」という意見が8割近くあることで示されています。

そういう背景もあって、我々は、家畜福祉アグリフードシステムはどうなっているのかを今調査してきたわけですが、イギリスなりほかの主要な加盟国はスーパーマーケット主導型の家畜福祉チェーンが進んでおります。イギリスを典型として、ラベルをつくっています。(2)に「Freedom Food ラベル」の節がありますけれども、これはイギリスで最も古い動物保護団体で RSPCA がつくったラベルです。これは各家畜についての基準をつくって、その基準をクリアした畜産物に対してラベルを貼るといふ、民間による家畜福祉を実現したラベルシステムができています。

次の節に、実際の企業家関連企業が実現しようとしている組織として FAI をとりあげています。これは Food Animal Initiative というイギリスの団体で、マクドナルド、それからイギリスの中でも最も大きなテスコというスーパーマーケット、それから、動物保護団体 WSPA が一緒になって家畜福祉の飼養基準を策定すると同時に、技術開発チェーン開発もしています。FAI はそのような研究開発農場です。これは 2001 年から、オックスフォード大学の農場を 400 ha ぐらい借りて、大学の研究者と一緒に研究開発をしている。ですから、食品企業と研究者と一緒にこういうシステムをつくらうとしている。

先ほど、アメリカはどうなんだという話がありましたけれども、アメリカのマクドナルドも独自の採卵鶏の基準をつくっておりまして、その基準をクリアしないと卵を買わないというところまでできています。そんなこともあって、こういう民間によるチェーンによって自分たちで実現していくという動きが活発に行われています。

それから、先ほど出ました EU の行動計画と共通農業政策の上で、2004 年から Welfare Quality、家畜福祉品質というラベルを、WQ プロジェクトというのですが、これは EU がラベルをつくってこういう研究と事業化を推進する政策が始まっています。これは大変重要なことで、ことしもその調査に行くことになっているのですが、WQ ラベルというものを 2010 年までにつくって、それを域内の市場に認知させると同時に、日本など先進国に輸出していく。ですから日本にも WQ ラベルを貼られたものが輸入されてくるということになると思います。そのときに、日本の生産者なり消費者が、それに対してどう影響を受けるかというのは大変大きな問題なのではないかと思えます。

WQ ラベルをつくる場合には、科学的な基準がなければだめなわけで、その科学的な基準づくりといえますが、これは佐藤さんの専門なんですけれども、これを今ヨーロッパは約 24 億円の研究費を、13ヶ国 39 の大学・研究所のネットワークに研究予算を出して、この基準づくりをしています。これは 2009 年までに作成して、それに基づいた畜産物

であれば WQ ラベルをつくって 2010 年から輸出させるということです。EU 政府自身が産業政策の中の品質改善政策、それから食品の安全を含めた家畜福祉政策というものを結合させた政策を展開しているということです。この辺が WTO の中にどう反映していくかというのは農業交渉政策論として問題がありますけれども、我々としては実際にそのチェーンをつくって、日本として輸出していくという、こういった EU の貿易政策の方がかなり影響を与えてくる可能性があるということだと思います。

詳細はこの報告書を読んでいただきたいと思います。また来月から我々は調査に行きます。特に今年から政策や具体的な補助事業などが急ピッチに進んでいますので、その後また新しい情報が入ったら御報告したいと思います。

信國座長 ありがとうございます。

今の佐藤先生、松木先生の御報告について御質問があれば出していただきたいと思いません。

森委員 関連する情報としてお話を簡単にさせていただきます。私は獣医学の教育研究に携わる者で、専門は動物行動学なんですけれども、国際的に見て今この国でも獣医学教育の中でアニマルウェルフェアの問題を取り上げなければいけないという動きが大変活発になっております。日本でも、そういう動きがあって、幾つかの大学は正規のカリキュラムの中にウェルフェアを取り入れ始めておりますが、だれが教えるのかということが一番大きな問題です。先生はだれもそういうことを習ったことがないので。欧米では行動学とウェルフェアは表裏一体とされていますので、我々も責任を感じているのですけれども、1 つには世界的な潮流ということもあるのですが、もう 1 つは獣医学の中での非常に現実的な問題として、直ちに我々の職業の専門性につながってることがあります。

獣医学というのは、人間の医療の世界になぞらえると、小児科みたいなものであると言われます。と申しますのは、我々大人が病気になって病院で痛い思いをしても、自分の病気を治すためだという理解があるので堪えられるのですけれども、子供さん、幼児の場合には、なぜそんなひどい目に遭わなければいけないかというのがわからない。それを治療していかねばならない。それは動物も同じなんです、言葉が通じないということでは。

だからそういう面では、精神的なというか、心理的な要因というものが実は非常に大きくて、動物も人間も皆そうなんですけれども、強いストレスとか長期的なストレス、慢性的なストレスを受けると、身体的にさまざまな影響があらわれます。特に自律機能は強く

影響を受けますし、免疫の機能も低下します。治るはずの病気も、不安とか恐怖を感じていると治らないということがあるので、メンタルケアというか、心理的なケアというものを今まで獣医学は割合軽視していたのですけれども、もっともっとそういうことを注意深く見ていかなければいけないという、そういう時代の要請が出てきました。今獣医学の教育研究の世界でも、そういった観点からウェルフェアの問題に国際的に非常に高い関心が寄せられている、ということをお知らせさせていただきます。

実際に産業動物の方でも、例えば豚を離乳して多群を一緒にするときには闘争が起きたりする。そういうことになると、増体率が低下するとか、さまざまな経済的な影響もあらわれるということがございますので、その辺も私たちとしては勉強していかなければいけないと思っています。

信國座長 ありがとうございます。今の森委員からの補足も含めまして、御質問ありますか。

高橋委員 佐藤先生にちょっとお教え願いたいのですけれども、例えばE U指令だと、「家畜の移送に関して8時間ごとに休憩をとりなさい」という指令があったかと思いますが、例えば8時間ごとといった、そのような数字の規定の場合には、実際に科学的な根拠に裏づけられてつくられていると理解していいのかどうか、を教えていただきたいのですが。

佐藤委員 輸送の時間でどうなるという断片的なデータは確かにあります。でも、組織的に何時間やってどうなるという大々的な調査というのは馬を除いてはあまりないです。輸送中は、当然、採食はあまりしません。8時間ぐらいたてば当然また次の採食の間でするので空腹になります。また輸送中は起立姿勢ですけれども、8時間もたてば寝たがりません。実験的に横臥できないように腹帯で上から吊り上げて、5～6時間おくと、腹帯にもたれかかって寝出すようになります。そんなことで、8時間ぐらいという数字が出てきているんだと思います。

増田委員 私の立場からは、全く科学的でない質問を含めた意見なのですけれども、先ほど森先生から、大学教育の中でのアニマルウェルフェアというものがとても必要な時代になっているというお話を伺ったのだけれども、私は畜産というものがそもそも一般の人 - 消費者というと、どうも運動とか活動で積極的に消費行動をしている人という意味になってしまうから、ごくごく一般の生活者とした場合に、余りにも知らなかったと。それが割合知るようになったのが5年前ですか、B S Eの問題をきっかけにして関心を持つよ

うになった。関心を持つようになったから情報があるか、知っているかという、全然そうではありません。というのは、アニマルウェルフェアというのは、先に結論から言いますと、今こそ消費者に畜産の姿を知らせてアニマルウェルフェアをみんなのテーマにして共有することに力を注いでほしい。わかりやすく言いますと、牛乳のコマーシャル。この間も畜産部に行ったら、酪農のホルスタインが草地で草を食んでいるポスターがありました。あんなのうそっぱちでしょう。特に都府県で放牧をやっている酪農は5%もないというふうに聞いていますが、コマーシャルとかポスターはそうなっちゃうわけですよ。

今、ここにいただいた資料で、これは質問なんですけれども、資料5の1ページ、「EU基準と我が国の現状(子牛)」の一番下から6行目、「繋ぎ飼いない」と書いてありますけれども、子牛はほとんど繋ぎ飼いでいますよ。子牛市場などでは皆繋いで取り引きしているし、たまたま私は3日前に埼玉県の妻沼というところのF1の子牛を見学して参りました。みんな繋いでありました。こういうふうに一般論としては繋ぎ飼いない、あるいはカウハッチに入っているのかもしれませんが、主として繋ぎ飼いでいるわけです。こういうふうに誤った情報が一人歩きする側面もある。

何を言いたいかというと、今とても社会的に恐ろしい事件がどんどんどんどん起こっていますよね。子供を虐待してしまったり殺してしまったり、子供同士が殺し合いをしたり、目を覆うような事件が起こっている。これは命の教育の欠落という側面もあるだろと思えます。アイガモ農法といって、アイガモで稲を育てて、それが終わった後にアイガモの首を絞めて食べなければならないときに、子供たちがどれだけつらい思いをしてアイガモを絞めるか。それから肉牛を出荷するときに立ち会った子供がどれだけ涙を流すか。ところが、大半の子供たちは、お母さんと一緒にスーパーマーケットに行ったときに、パックされている牛肉しか知りません。で、牛乳というのは、ああいう草のところで牛さんからお乳を搾ってパックに詰められてくると思っているわけですよ。だから、命の教育までつながるようなアニマルウェルフェアを消費者も子供もみんながわかるようにする。これは学者とか学問の世界だけではない。それはとても急がなければならないテーマじゃないかと、私は思っております。

信國座長 その次に意見をお伺いしようと思って、今のところ質問を先に出していただきたいと思うのですが、では意見の前に、この場で議論を若干しておいた方がいいのかなということで、今増田委員からありました。

そうしましたら、最初に事務局からもお話がありましたように、第2回の勉強会に向け



ていろいろな資料の整理、論点の整理ということをやっていただくということで……。

増田委員 質問があったんです。ごめんなさい。

資料4の6ページ、EUアニマルウェルフェアのスケジュールのところ、2007年の「社会、特に子供への動物福祉に関するネットワークを利用した情報提供方法の開発を含む動物の保護と福祉に関するコミュニケーション戦略の統合」と、非常に長い文章であるのですが、先ほど私の意見の前にこれを言うべきだったのですが、この中身はどういうふうなことなのかを教えてくださいと思います。

酒井室長 これは英語だったものを翻訳して表にしたもので、中身についてはまだ把握しておりませんので、次回整理して……。

増田委員 私が関心を持っている食育につながるような動きがEUの中で位置づけられているというふうに思って間違いないですね。

酒井室長 そうですね。2007年度、少し間があいておりますけれども、それを検討されているというふうに理解しております。

佐藤委員 EUでは、ウェルフェアというものを推進するのに国内で周知するというのと、国際的に認知させるということ、これを5カ年計画の中でやろうとしているのです。ヨーロッパの中でもEUに新しく入ってきた東ヨーロッパの人々にアニマルウェルフェア教育をしないといけないということと、輸出国に教育しなければいけないということ、子供に教育をしないといけないという、この3つが柱なんです。まず研究所をつくるというのです。教育に携わる研究機関をつくって、そこに集めて教育するということが1つと、もう1つは、今まで農業関連の情報というものを流していたものですから、それにウェルフェアの話を組み込んで、だから食育と同じような発想で、ほかの情報と一体化させる。子供の教育とこれまでの農業情報の提供と、これを一体化させるということ、インターネット上でやろうとしているみたいです。だから教育機関をつくるのと同時にインターネットシステムを構築するということを考えているみたいです。

信國座長 ほかに御質問はございませんか。

(2) 我が国におけるアニマルウェルフェア(快適性に配慮した家畜の飼育管理等)  
の考え方について(意見交換)

信國座長 もし途中で気がつかれたら、そのときにやっていただいてもいいのですが、

第2回に向けてどういう事項を調査あるいは論点の整理を行っていくべきかと。第2回で、できるだけそれに沿ったものを出していただいて、勉強会としての議論を深めていきたいということですので、今から資料11にもございますが、まさに考え方についての論点で、考慮すべき観点というものがありますが、この考慮すべき観点としてこういうこともあるのではないかとというようなこと、あるいはこの観点で特にこの項目についてはこういう視点からの整理をして等々の御注文、御意見を全委員からお伺いして、本日の締めにしたしたいと思います。

それでは、恐縮でございますが、佐藤委員から御意見をお伺いしたいと思います。

佐藤委員 ヨーロッパでもウェルフェアの議論をするときには、全部のステークホルダーを集めています。ウェルフェア団体の市民からの声と、当然畜産として現実があるわけですから、生産者の声。それから、先ほど、ヨーロッパが5カ年計画でラベルを貼って輸出まで持っていくという、そういう農業政策的な発想の統合を目指してやっけていこうとしているわけです。

ですから、我が国でそのことを考える場合も、当然、今の農業の現状があって、自給率の問題というのは農政の一番大きいところですので、こういうものを絡めながら日本に合ったウェルフェアシステムというものをつくっていく必要があるのだらうと思います。国際的なガイドラインというのは当然OIEを中心に出てくると思うのですけれども、ほかの視点から、無理なところもあるわけです。例えば、先ほども乳牛は日本では放牧していないじゃないかということがありましたけれども、土地の問題を考えたら、できるような状況ではないんですね。一農家当たり50アール程度しか持っていない日本で放牧しろと言われても絶対対応できないわけです。そういう対応できない部分というものがあっても日本でもアニマルウェルフェアを考えたシステムとして認められるには、飼料自給率を高めるとか、国内の産物だとか、そういうほかの要因を加味していただいて、日本型のウェルフェアシステムというものをつくっていかねばならないと思っています。

アニマルウェルフェアと家畜衛生管理との矛盾などはありません。単に正常行動を発現させるということだけがアニマルウェルフェアではなくて、先ほど紹介しましたアニマルウェルフェアの5つの側面の1つですので、そういうポイント全て合わせてやっけていく必要があるわけです。ヨーロッパでも今総合評価法という形で研究がなされていますけれども、当然その点は入っていきます。

管理者の安全性・作業性との矛盾もありません。ヨーロッパなどの発想では、ウェルフ

エアシステムというのは、働く側に、労働環境としてもいい状況をつくってくださるとう考えられています。家畜に対して物理環境を整えるということは、当然、労働環境としてもよくなっていくだろうという見方です。

改良されてきた家畜の特性があるわけで、野生動物とは異なるだろうという意見に対するコメントです。改良されてきてはいますけれども、もともと野生動物だったわけで、そのときにつくられた行動の枠組みみたいなものがかなり残っているのです。その部分に対応しましょうということです。改良されて、えさの採食量などもかなり変わってきていますし、人に対する反応性なども変わってきています。野生動物とは違う扱いであることは当然です。畜産という中でウェルフェアを実現させるということで、何もすべて放牧しろと言っているわけではない。狭いながらも、いかにウェルフェアレベルを高めることができるのか、そういう基本的スタンスだということです。

あとは、ヨーロッパでもアニマルウェルフェアを考えることによって生産費が高くなるというふうに農業者は思っています。それで反対が多いわけですが、その高くなった分をどうやって引き受けるかということだと思っんですね。ヨーロッパは補助金ということと、あとニッチ産業としてやっていくということで、ラベルを貼って、少し高い製品として出していこうとしているわけです。

アメリカも同じです。アメリカは国全体のウェルフェアの法律というのはありません。と殺に関してはありますけれども、鶏除外とか、あとはフロリダ州にあるとか、州ごとにあります。フォアグラ生産禁止とか、豚のストール飼育禁止とか、それを州で規定しているところもあります。アメリカ全体としてウェルフェアが展開されているのは、ほとんどリテイラー中心の動きです。小売業者が系列の農家にウェルフェア基準を提示して、生産してもらっている。典型はマクドナルドで、かなりきちんとした基準を設けて、それで農家に生産してもらおうということをやっています。それは高い価格で取り引きされており、ニッチ産業みたいな形で広めていこうとしているということがあります。

信國座長 どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押しておりまして、早くに帰らなければいけない委員の方もおられるとしますので、手短にお願いしたいのですが、もし先に帰るので先に発言したいという方がおられたらお願いします。なければ、続いて松木委員からお願いします。恐縮でございますが、ポイントをひとつ。それからもしダブっているところは、はしょっていただいても結構かと思っいます。よろしくお願っいます。

松木委員 私は経済学的なところから考えると、例えばEUでやっていますが、チェーン開発といいますか、フードチェーン、要するに家畜福祉を重視した生産から消費までのチェーン開発を日本ではどのようにできるのか、その辺を考えた方がいいのではないかと。

もう一点は、人材といいますか、人づくり、農業者から消費者までそれぞれそういう意識をいかに持ってもらうかという教育ですね。OIEのガイドラインを読みますと、まず大学の先生を教育しなくてはならないと書いてあります。そのように専門家をいかに教育するか、そういうことも含めて研修プログラムみたいなものを検討したらどうかと思います。

森委員 名前は長過ぎて、正確に憶えていないのですけれども、農水の畜産部会というものに、たまたま私も増田委員も臨時委員として出席しているのですけれども、その中の話題の1つに、休耕田とかそういうところを利用した放牧の可能性みたいなものが出ています。それが本当にどのぐらいの実現性があるのか、あるいは費用的な効果がどのぐらいあるか、そういうモデルケースみたいなものについてちょっと勉強してみたいなと思っております。

増田委員 先ほど来、フードチェーンの話が出たので、これと関係があるかなと思うのですけれども、ヨーロッパで大きなスーパーマーケットとかアメリカのマクドナルドは、企業戦略として食育とかアニマルウェルフェアに積極的です。ですから、食品産業の広報活動、ある種の宣伝活動みたいなものの中に組み込まれるというのか、我々の食生活そのものが組み込まれる心配というのも忘れてはいけないだろうと思います。マクドナルドだけではなくて、日本の大きな食品産業は全部食育に取り組んでいます。食品企業は消費者の気持ちとか志向をきちんと捉えて、企業活動の一環に位置づけているのでしょうか。私は企業にリードしてもらうのではなくて畜産の生産活動全体がアニマルウェルフェアに向くべきだと考えています。

それから、先ほど森先生のおっしゃったこととも関連するのですが、アニマルウェルフェアみたいなものを食育 - 「消費者等の見方」というのはちょっとあいまいでよくわからないのですが、言葉の使い方が。「消費者への情報提供」とか「食育との関連」とか、そういう表現の方がわかりやすいのではないかと思います。

生命倫理みたいなものをアニマルウェルフェアと関連して教育現場とか消費者への情報提供の中にきちんと入れていきたいというのが私の意見です。

萬家委員 当社は米国に本社があり、世界各国でアニマルヘルス製品を供給している会社ですのでその立場で少し意見を述べさせていただきます。「動物愛護の基本は動物の健康から」という基本理念のもと、欧米各国ではこのテーマで数年前から活動しており、マクドナルドとかテスコ等大手食品企業・量販店とも意見交換や協力を行なっています。彼らは自社の企業戦略、マーケティング戦略の一つのテーマとして、この「動物愛護」というキーワードを利用しており、畜産現場を十分に踏まえた上で基本方針や基準を決めているわけではないと思います。私自身、動物栄養学を勉強してきましたが、本来の畜産あるいは畜産学というものは、「植物タンパクを動物タンパクに変換させる産業」、「おいしいお肉や畜産物を安定的かつ安価にいただける科学技術」と学びました。この基本的で極めて重要なポイントは絶対に忘れてはならないと思います。

最後に、「食の安全」ということが5年前のBSE以降、国民の間で非常に大きな関心事となりました。微力ではありますが、量販店等食品関係会社みなさんに畜産現場の情報（飼料、飼料添加物、動物薬、等）を積極的に情報提供してまいりました。そこで感じたことは、あまりにも情報が不足していること、限られた情報で誤解されているケースが多いことに遭遇しました。例えば抗生物質を一例に挙げると、「抗生物質は悪、抗生物質を使わないこと、無薬での飼育が安全・安心の全てだ」と信じきっている状態は非常に危険だと思います。家畜は人間に比べると厳しい環境で飼育されており、当然病気にも罹ったりします。特に幼令期はさまざまな疾病のリスクがあり、それらから家畜を守ったり、治療したりすることに、抗生物質は大いに役立っているのです。“適正な使用”こそが、動物の健康を維持し、動物愛護という今後の大きなテーマにつながっていくのだと言うことを強調しておきたいと思います。

都丸委員 私は養鶏をしておりますけれども、例えばEU基準のアニマルウェルフェアの基準が本当に科学的にすべて正しいのか、非常に疑問に思います。また、そのような基準を内部でつくっても、例えば近隣のウクライナとか、そういうところでもっと生産したものがどんどんEUの圏内に入って販売されると。それだけの、結局いろいろなニーズがある。それを生産者の声を抜きにして独断で進めていってしまってもらうと、結果として、非常に国民が不幸になるのではないのかなというふうに思います。

先ほどマクドナルドのマーケティング戦略という話が出ましたが、アメリカでもマクドナルドのマーケティング戦略が先行しまして、アニマルウェルフェアの動きが活発になりましたけれども、生産者団体が科学的な根拠に基づいてEUとはまた一味違った、両者の

歩み寄る地点をもっと現実的に探し当てたという形の中でのアニマルウェルフェアが実施されている。その波が徐々に日本に来る中で、そのように最初から生産者の意見も、そして消費者の中にもさまざまな意見がある。EUの人たちが全部そう思っていて、すごく割高なものでもいいとしているかどうかということもまたきちんと考えていかなければいけないのではないかと思います。

2回目、3回目という中で座長がお話しされていましたが、私が提案したいのは、例えばEUの生産者はみんな不満に思っていますけれども、あの基準を全部実行したとして、日本で卵あるいは豚肉を生産したならば、どのくらいの量の生産ができるのか。そして2割、3割高くなるというふうな生産コストですけれども、日本の国土、非常に地価が高く固定資産税が高い、人件費も非常に高いという中で、どのくらい現実にコスト高になるのか。私はもう1割、2割、3割とか、そんな半端な数字ではなくて、何倍かになるのではないのかと思いますけれども、もしもそうなるときには、このくらいだよと。それでもいいよと。輸入もしないよという中で、消費者が受け入れてくれるのかどうかということも1つの資料としてつくっていただければありがたいと思います。

竹延委員 私は養豚の生産者ですが、この問題で、本当にヨーロッパ型の考え方で日本の方向を規定していった方がいいのかなと疑問に思っています。ヨーロッパからこれだけアニマルウェルフェアの波が押し寄せてくる一方で、例えばフランス人は伝統的に母牛の母乳しか飲んでいない乳飲み子牛を料理して食べますし、スペインへ行くと、子豚の丸焼きがレストランのウィンドウにも並んでいます。私も食べるのが好きで、中華料理屋さんに行って「子豚の丸焼きを食べようか」と言うと、「お前養豚をやっているのに…」という怪訝な顔で見られて仲間に嫌われたりするんです。それが、日本人の標準的な感じ方であって、日本の食文化だと思うのです。日本ではむしろ、小さな子豚や離乳されていないような子牛を殺してしまうこと事態を問題にする文化があるわけで、そこに、ヨーロッパの理念だけを持ち込もうとしたら、産業動物を飼っている、食料を生産しているという我々の仕事、役割が正常に機能しなくなる規制が出来上がってしまうのではないかと懸念しています。

例えば、イギリス人は、あまり食べることに、料理に関心を持たなかった。そこでは豚を飼っても去勢しないという習慣が根付いた。ところが同じヨーロッパでも、おいしいものを追求した国では、肉に雄臭が残ることを嫌って去勢することが当たり前になっているわけですね。去勢しないことと、乳飲み子牛を食べないということと、どちらが本当の動物愛

護なのかということです。国によって文化が違えば家畜の飼い方も違って来るし、家畜に対する“愛護”の価値基準も違って来るはずです。日本人には、仏教を中心とした日本人の文化に根付いた殺生観もあるわけですから、そこを外国人の物差しで計ろうとすれば必ずどこかにしわ寄せが生じます。

OIE がこれまでに策定したガイドライン、これは家畜の輸送やと畜に関する基準ですが、ここで示された内容はほとんど我々も同意できるものであって、実際、国内で一般的に行われていることと大きな違いはないはずです。例えばアメリカでは、マクドナルドと生産者が一定の合意を見出せたということですが、日本の場合、豚肉では既に 50%を外国からの輸入に依存している状況で、さらに EU 並に動物愛護の考え方を導入してただでさえ競争力の弱い産業がさらに生産性を下げてでもそれを推進するという社会的な流れになるとしたら、それこそ、消費者が、「国内で豚肉をつくる必要はありませんよ。外国から輸入しますから」という判断をするのと等しい事態になってしまいます。そのあたりは、“愛護”という美しい言葉だけが先行することのないよう、情緒的にならずに科学的な議論が行われるよう、くれぐれも慎重な議論の流れになるようお願いしたいと思います。

私どもでも、病気やケガなどの理由で、どうしても健康な豚として出荷できるところまで発育できそうもない豚を、子豚の段階でやむなく安楽死させるケースがあります。しかし、これがペットであれば、獣医さんのところに連れて行って、生きられるところまで生かしてやろうとする飼い主さんが多いでしょう。この点、産業として動物を飼う畜産は、はっきり区別して議論を進めていっていただきたいと思います。フランス人やスペイン人は、子牛でも子豚でも、それが家畜としての生をまっとうしたと考える文化があるからこそ、と畜して食べることができるわけです。彼らも、我々も、と畜場に出荷するまでの間、できるだけストレスのない環境で、大事に愛情を込めて飼いたいという気持ちに、それほど差があるとは思えません。私が、養豚生産の立場から同意できる点は、「グッドライフ、ジェントルデス」というところです。

亀田委員 酪農家の亀田でございます。幸か不幸か、私、有機畜産物の J A S 規格にも専門委員として携わってきましたし、食育についても食育の専門委員として基本計画の策定に携わってまいりました。さらに、自分自身が教育ファームという形で、酪農の理解を深めるために子供たちに家畜の命とか福祉の温かさを通じて学びを提供している場にあります。そんなことで、それぞれが絡み合って、この場にいるというのは非常にまたまた勉強させていただけるのかなと思っております。

特に、私今、教育ファームの中で食育も絡めて、消費者の皆さんなり子供たちに、食べることは動植物の命をいただくことという話をよくします。その中では、ふだん何げなく食べていることであっても、それは植物や動物の命をいただいているんだよという意識を余りにも日本の子供たちや消費者は持っていない。そのことをもう一度知らせるべきだと思って、私はいつも家畜の命の話は必ず子供たちにします。その家畜の命をいただいて、さらに、いただくだけではだめで、それを受け継いでいくことが大事なんだということをお子供たちに教えています。

ただ、今、若干、食育の中で心配なのは、アイガモ農法のアイガモをひねって食べてしまうというところ。ひねる場面は子供たちに見せる必要はないのではないのかな。命をと畜するところ、殺すところは子供たちの教育には何の役に立たないですね。ところが、食育では、それを見せることがいいことだという、私からすると誤った概念を持った方がいらっしゃるんで、その辺は心配なんです。アニマルウェルフェアはそのことは大事にしてほしいなと思います。殺すところのことは関係者だけで十分だと思うんですね。その辺の福祉はひとつ考えていくべきではないかなと思いますし、ヨーロッパにとられることなく、日本に合ったアニマルウェルフェアをここで勉強会を通じていろいろ検討していけばいいのだろうと思います。絶対、ヨーロッパの真似はできません、コーデックスの真似もできませんので、日本でやれる最大限のウェルフェアを実現させていくことが一番重要ではないかなと思っております。

高橋委員 皆さんの意見の繰り返しになるのですが、アニマルウェルフェアという、快適性に配慮した家畜の飼養管理を現場におおるす場合には、今の我が国の現状を考えると、補助金を使って何とかしようという世界はありませんので、市場経済の力によってやらざるを得ない。では、そういう体制をどうつくるか、ということが一番の課題ではないかと思ひます。それは、生産者がその必要性を理解するとともに、消費者の皆さんにも理解してもらおう。そんな中で、どういふうに消費者が支えてくれる生産体制をつくるのか、ということが課題だと思ひますので、そういうことを、方向性も含めて議論すべきではないか。

もう1点は、学問としてのアニマルウェルフェアというのが我が国はまだまだ薄いといひますか、力がないということで、それがないと、消費者なり生産者の理解が得られづらひではないかということです。学問としてのアニマルウェルフェアをどうつくっていくか、研究体制の充実といひのも、文部科学省、環境省、農林水産省が一体となつて、そう



いう研究基金や資金を獲得して早急に実施するというような、そういうことも含めて議論できればいいのではないかと、というふうに思っています。

信國座長 ありがとうございます。

私も委員の一人として意見を述べたいと思います。重なる部分が多いのですが、こういうものの議論を高めるためには、一方向だけ見ていたら、どうしても話が単純化されるので、コインには表と裏があるように、総合的にといていましょうか、そういう視点を極力明らかにしながら整理していくというのが、まず基本なのではないか。

それから、市場性。まさに産業ということからいけば最終的には市場の判断ということになるのですが、これももう何人かの委員からも出されましたけれども、いろいろな事例を見ても、例えば萬家委員も言われましたけれども、差別化ということが戦略として根っこにあるというときに、全体を1つのものとしてしまったら、その差別も消えてしまうわけですね。だから差別化があるから成立している部分というようなことはちゃんと見なければいけないのではないかと。

それから、海外との競争等からいけば、松木先生もおっしゃいましたけれども、もしEUが最終的には直接支払いみたいなことを考えているとすると、まさに直接支払いでもってコスト高を補うんだと、そういう措置があって初めて全体としては成立するという、こういうことをちゃんと認識しておかないと、片一方だけとってやると、成立するためのもう1つの条件を忘れてしまうと、結果として、ただ、産業をつぶすだけと、こういうことになるのではないかと。

もう1つ、食品としての特性から言うと、同じ食品内の競争だけではなくて、実は食品間の競争もあるということも、もう1つ留意しなければいけないのではないかと。

そういうことから言うと、いろいろなモデルとありますが、いろいろな事例を集めていただくというのはいいけれども、それがどこまで一般化できるかということは常に考えておかなければいけないのではないかと。

そういうことから言うと、やはり、市場を1つのものとみなさないで、日本でもJASのあれは考えてみれば、多分EU基準のことからいけば、ほとんど満たしているのではないかとと思うので、ではそれが本当にほかの市場の中でどう評価されているのか。これはよくあることなんですけれども、アンケートをとると、高くても買いますというのだけれども、現実にはさっぱりそういうことはないわけで、私が経験した古い例でいけば、昔、低温殺菌牛乳運動というものがありませんでしたけれども、これも今1リットル200円前後のや

つで50～60円の差がある。消費としては非常に限定的なものになっているという話がある。

それから、情動的には困るという話。もうそのとおりだろうと思うので、まさに情動的なものでは困るということの、さらに深いところ言えば、その情動がヨーロッパはヨーロッパの価値観、宗教ですとかそういうものに根差しているということもある程度見なければいけないのではないか。これも我々が経験したことからいけば、例えば反捕鯨運動というものがキリスト教をベースにした議論でずっと進められてきているというようなことを留意すべきではないか。

あと、最終的には、しかし全体として言えば、アニマルウェルフェアと、産業としての生産性を上げるということは、基本的には同じ方向に向いているのだろうと。その中で、この部分は行き過ぎだというものを少しずつ是正していくというのは、生産する側もそういう意味で見直すべき部分はどこにあるのか。むしろ生産者の方から積極的にそういうことを言っていた方が、消費者の方の理解も得やすいのではないのかなと思っています。

私の意見としてはそういうことでございます。

あと、言い忘れたことはございませんか。

佐藤委員 何回もすいません。私がすごく心配しているのは、2010年にヨーロッパはラベルを貼った最高級畜産物を輸出すると言っていることです。そのときに本当に日本の畜産は大丈夫なのか、守れるのかということです。増田さんからもあったように、畜産の現状を見たときに、今の日本人は本当に心理的矛盾なく、肉を食べてくれるのかということなんです。日本人は愛護倫理ということで、殺すなということと、あと放生ということだけで役畜に接してきたわけだけれども、肉食というのは殺して食べることです。そのとき、命に対する配慮といって拝むだけで心が鎮まるのか。生きている間は幸せに飼って、眠るように死んでもらっているという、そういう努力をしているということを農家は見せていかないと、2010年ぐらいから世界的に販売されるラベルされたウェルフェア産物ができてきたときに、日本の畜産はそっぽを向かれるのではないかと私はずっと心配しています。それまでに日本型のウェルフェア飼育というものを確立していかなくてはいけない、そんな感じを持っています。

信國座長 ありがとうございます。

まだあろうかと思えますけれども、次回以降、今出されたような検討項目、一部手直し

等があるかと思えますけれども、いろいろ資料等を整理していただいた上で議論をお願いしたいと思えます。

### (3) その他

信國座長 今後のスケジュールについて説明をお願いします。

木村部長 先ほど花立課長補佐からざっと話がありましたが、もう一度、繰り返しになりますけれども簡単に説明させていただきます。

「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」は、きょうの第1回目を含めまして年3回開催する予定でございます。第2回目の勉強会は11月に開催したいと思っております。第2回の勉強会までに現地実態調査や消費者へのアンケート調査を行う予定にしております。現地実態調査の内容等は、生産農家の実態調査や生産者へのアンケート調査を考えておりますけれども、今後検討することとしております実態把握調査委員会というものがありまして、その委員の先生方に御意見をお伺いすることにしております。

以上でございますけれども、実態調査について何かあれば御意見をお聞かせ願いたいと思えます。

信國座長 スケジュールについては大体そういうことで。具体的にいつ開くかということについては、それぞれ皆様の御都合をお伺いすると思えますので。

竹延委員 実態調査なんですけれども、先ほど佐藤先生からでしたか、宮城県でわらを分娩のときに敷かれているということですが、私、今まで、養豚をやって20年になりますけれども、わらを敷いた分娩舎に行ったことはいまだかつて一回もないんです。産業として、本当に専業として、今の日本の養豚でしたら、母豚が120～130頭で、分娩のときにわらを使っているような農場というのは、極めて珍しいようなところが我々の感なんですけれども、実態調査をされる場合に、どういうところを実態調査されるのか、それによって変わってくるので、一般的な日本の規模に即したような調査をやっていただかないと困るなということだけひとつ。私、見たことないんです、わらを敷いて分娩をやってるところ。

信國座長 では以上をもちまして終わりたいと思えますが、その前に農水省と協会から締め御挨拶をお願いします。

酒井室長 座長、どうもありがとうございました。また、委員各位におかれましては、

長時間にわたりまして貴重な御意見をいただきましてまことにありがとうございます。

資料を精いっぱいそろえたつもりでございますが、まだまだ不足する部分がありました。また増田委員から、「子牛の繋ぎ飼いはしない」という表現は正しくないという御指摘でございます。亀田さんところも、私ども改良センターも、そういうことはしていないのですけれども、一例でも繋いでいる事例があれば、増田先生の言われたとおりでございますので、表現ぶりについては工夫させていただきます。

また、アメリカの事例。全くデータがありませんでしたので大変失礼いたしました。私どもも引き続き集めて、また委員のお知恵もかりながら整理していきたいと思えます。

また、国内の実態について竹延委員から、養豚についてはこういうことだというお話もありましたので、そういうこともさらに整理していきたいというふうに思えます。

引き続き御指導をいただきますようお願いしまして、閉会の御礼にしたいと思います。どうもありがとうございました。

## 6 . 閉 会

藤田常務理事 それでは、事務局から御礼申し上げたいと思えます。本日は大変長時間にわたって熱心な御論議をいただきましてありがとうございました。御案内のとおり、大変重要でかつ幅広いというか、盛りだくさんの課題をいただいておりますので、委員の先生方初め関係者の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時28分 閉会